

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2011年5月号

良い季節になりました。日も長く、緑濃くなってきましたね。
日々の通勤も、寒くも厚くもなく、楽しいものになりました。
今回は、運用3号実施方針について、です



5月号目次

- ☆ 運用3号の実施方針
- ☆ 健保の被扶養者資格再確認



☆ 運用三号の実施方針

「運用3号」の実施方針がほぼ固まったようです。

10日、民主党のワーキングチームは、第3号の記録訂正漏れ問題で、以下のような実施方針まとめました。

・年金受給者

切り替え漏れで3号期間となっている記録を未納期間に訂正し、今後の基礎年金は、正しい記録に基づき計算された年金額を支払い、既に支払われた年金については、5年を時効として返還を求める。

ただし、住民税非課税(年金額が155万円以下)の人は除外することで、厚労省試算では53000人の対象者のうち、88%が除外されます。

また、約6400人とされる対象者でも、減額・返還額は基礎年金の1割を超えないように調整、また過去10年に遡って保険料を追納すれば、減額を免れることもできます。

・現役時代の方の切り替え漏れ期間

上記と同様に過去10年に遡り保険料の支払いで出来ます。

支払いをしない該当者については、切り替え漏れ期間を「カラ期間」として、年金受給に必要な25年の期間に算入するが、年金額には反映しない期間として記録を訂正します。

●西尾の解説

ワーキングチームは、以上の案を、厚労省に提言し、提言に沿った対応策を、国民年金法改正案(3年間の時限立法)として、国会に提出することになります。

(裏面へ続く)

追納期間を当初は、「無期限」とする案もありましたが、参院で継続審議中の一般未納者の追納期間を「10年」と限定していることから、3号切り替え漏れ期間の追納可能な期間も10年とすることになりました。

これで、昨年からの懸案事案であった「運用3号」問題も決着がつきそうです。

しかし、3号被保険者という制度そのものの在り方、25年という長期にわたる納付期間が必要かどうか、改めて見直す時期にきているのではと思います。

☆ 健保の被保険者資格再確認

通常、5月に実施予定の健康保険「被扶養者資格再確認」が、東北地方太平洋沖地震のため、延期されることになりました。

毎年、事業主宛に社員の皆様が被扶養者として届け出られている内容を再確認する書類が送付され、協会けんぽに返送するものですが、今後の状況を勘案し、再確認の時期は、追って告知されることになります。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

